

平成 27 年度事業計画書

(平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日)

1. 奨学生事業（定款第 4 条第 1 項第 1 号）

- (1) 愛知県内の大学等に在学している外国人留学生とその他の学生 40 名に対して、一人当たり月額 5 万円の奨学生を給付する。

2. 奨学生に対して国際人としての資質の向上を図る事業（定款第 4 条第 1 項第 2 号）

- (1) 奨学生証授与式とオリエンテーション。
(2) 日本の伝統的な文化の体験。
(3) 各国事情の紹介や、身近な話題・社会問題、風習・食文化等をテーマにした、グループディスカッションの実施。
(4) 奨学生同士の親睦交流レクリエーションの実施。
(5) 奨学生からの生活状況報告書の提出。
(6) 留学奨学生に対してヒッポファミリークラブ会員宅でのホームステイの実施。

3. 研究助成事業（定款第 4 条第 1 項第 3 号）

- (1) 愛知県内の大学等に在籍する教授等の研究 11 件に対して 1 件当たり年間 50 万円以内の額で理事会に置いて必要と認める額を助成金として給付する。
(2) 平成 26 年度の研究助成者からの研究に関する報告書の提出。

4. 目的を達成するために必要な事業（定款第 4 条第 1 項第 4 号）

- (1) 選考委員会の開催
①平成 28 年 3 月 平成 28 年度奨学生と研究助成者の選考
(2) 平成 28 年度の奨学生の募集及び選考を開始する。
(3) 平成 28 年度研究助成事業の助成対象案件の募集及び審査を開始する。

5. 理事会および評議員会の開催

- (1) 理事会
①平成 27 年 5 月 平成 26 年度事業報告、決算書類、行政庁提出書類、評議員会招集等の承認
②平成 27 年 6 月 代表理事の選定
③平成 28 年 3 月 平成 28 年度事業計画書及び收支予算書、評議員会招集等の承認
(2) 評議員会
①平成 27 年 6 月 平成 26 年度事業報告、決算書類、行政庁提出書類等の承認と理事・監事・評議員の選任
②平成 28 年 3 月 平成 28 年度事業計画書及び收支予算書の承認

以上